

第 1 章 調査研究概要

第1章 調査研究概要

第1節 調査研究の目的

本調査研究は、職業生活における多様な職務内容を分析して職務遂行に必要な能力等を明らかにすることにより、中小企業等における段階的かつ体系的な職業能力開発の推進及び公共職業能力開発施設における訓練内容の充実を具現し、我が国の職業能力開発の推進に寄与することを目的としている。この目的の背景は、以下のとおりである。

産業構造の変化や技術革新に伴い雇用形態が多様化するなど、目まぐるしく変化する社会経済状況下においては、働いている者やこれから働こうとする者に対する多様な職業能力開発が必要であり、その基本理念を職業能力開発促進法では次のように定めている。

基本理念(同法第三条)

「労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにすることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のために不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、この法律の規定による職業能力の開発及び向上の促進は、産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化による業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者の職業生活設計に配慮しつつ、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。」

この職業能力開発促進法の基本理念を具現化するために、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」という。）では、職務分析によって職業を段階的にかつ体系的に整理し、「職業能力の体系」（以下、「能力体系」という。）として広く提供している。こうして整備された能力体系は、職業能力開発に関心の高い企業において、職務やその内容の明確化や教育訓練コースを設定する際の参考資料として活用されている。また、公共職業能力開発施設においても、訓練ニーズの調査や訓練カリキュラムを策定する際の参考資料としても活用されている。

「職業能力の体系」は、職務を遂行するために必要な知識、技能・技術を明らかにしたものである。これを元に、教育訓練をどのように進めるか（カリキュラム）について整理したものが「職業訓練の体系」（以下、「訓練体系」という。）であり、両者を合わせて「職業能力開発体系」（以下、「体系」という。）と呼んでいる。

第2節 医療用機械器具製造業における「職業能力の体系」整備の経緯

機構では、平成11年度から産業分野や業種毎に変化する職務内容を分析し、「能力体系」の整備を進めている。その結果、令和2年度末までに整備した能力体系は業種別では97業種（農業、建設業、製造業、サービス業）、汎用は1分野（電気保全（メカトロ）分野）、10部門（経営・事務、営業、管理）となっている。しかし、経営環境や技術革新等の変化に伴い、職務内容は絶えず変化していることから、体系の見直し及び新規整備が求められている。

一般社団法人日本機械工業連合会（以下、「日機連」という。）と機構は、平成26年8月25日に人材育成等の分野における連携協力を図ることで合意に達し、日機連会長、厚生労働大臣、厚生労働副大臣及び経済産業大臣政務官の立ち会いのもと、協定書の署名式が行われた。この連携協定の締結により、日機連の会員事業主団体と機構の運営する職業能力開発施設であるポリテクセンターやポリテクカレッジとの間での職業訓練等を通じた一層の連携協力を促進し、我が国のものづくり産業の人材育成の強化を図ることとなった。

平成28年度に厚生労働省から「汎用性のある評価基準」として認定され、ホームページ等で体系のモデルデータを公開している。よって不断の整備が求められている。

平成27年度に政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）において、「職業能力開発総合大学校の調査・研究機能のうち、航空機・医療機器・自動車分野の職業訓練に係る教材開発に関する機能を移転する。鳥取県の実施している企業研修への支援の取組み等を踏まえ、具体的な業務内容や連携手法について検討を進め、平成28年度中を目途に成案を得ることとする。」とされたところ、平成28年度に鳥取県・機構・厚生労働省の間で、「職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転について」の覚書を取り交わし、鳥取県と連携して職業能力開発体系を整備することとなった。その対象分野とスケジュールを下記に示す。（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う産業の動向にかんがみ、当初のスケジュールを変更するため、令和2年度に「職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転について」の一部変更の覚書を取り交わし、下記スケジュールとした。）

- ① 「自動車・同附属品製造業」（1～3年目）
- ② 「医療用機械器具、医療用品製造業」（4～6年目）
- ③ 「航空機・同附属品製造業」（7～9年目）

令和3年度から調査・研究テーマを「医療機器分野における職業能力開発体系の整備」、担当を高度訓練開発室、期間を3年間として業務を行っている。上記調査・研究テーマのスケジュールを下記に示す。

- ① 1年目 「職業能力の体系」の整備
- ② 2年目 「職業訓練の体系」の整備、及び新たな訓練コースの開発
- ③ 3年目 検証訓練の実施、及び必要に応じ教材開発

第3節 「職業能力開発体系」の整備状況について

3-1 「職業能力の体系」の整備状況について

令和2年度末における「体系」の整備状況を表1-1に示す。
能力体系について、97業種が整備されている。

表 1-1 職業能力開発体系の整備状況（令和2年度末現在）

分類	NO	業種名	整備状況			
			職業能力の体系	整備年度(※4)	職業訓練の体系	整備年度
01農業、林業	01	米作・米作以外の穀作農業	○	21		
	02	野菜作農業(露地野菜)	○	21		
	03	野菜作農業(施設野菜)	○	22		
	04	酪農業	○	21		
	05	林業	○	22		
02建設業	01	土木工事業	○	16		
	02	造園工事業	○	17		
	03	建築工事業(※1)	○	11		
	04	大工工事業	○	28		
	05	とび工事業	○	29		
	06	鉄骨工事業	○	26	○	27
	07	鉄筋工事業	○	16		
	08	左官工事業	○	20		
	09	板金・金物工事業	○	15		
	10	塗装工事業	○	20		
	11	床・内装工事業	○	24	○	25
	12	電気工事業	○	23	○	24
	13	電気通信工事業	○	24	○	25
	14	空調調和換気設備工事業	○	23	○	24
	15	給排水衛生設備工事業	○	23	○	24
	16	型枠工事業	○	27		
03製造業	01	肉加工品製造業	○	23		
	02	パン製造業	○	18		
	03	惣菜製造業	○	15		
	04	シャツ製造業	○	14		
	05	木製家具製造業	○	19		
	06	紙製容器製造業	○	16		
	07	印刷業	○	14		
	08	製本業	○	17		
	09	プラスチック製品製造業	○	R1		
	10	ガラス容器製造業	○	17		
	11	鋳鉄鋳物製造業	○	21		
	12	鍛工品製造業	○	20		
	13	非鉄金属素形材(鋳物・ダイカスト)製造業	○	22		
	14	機械鋸・刃物製造業	○	26	○	27
	15	鉄骨製造業	○	26	○	27
	16	金属プレス製品製造業	○	R2		
	17	金属熱処理業	○	17		
	18	物流運搬(マテリアル・ハンドリング)設備製造業	○	26	○	27
	19	建設機械製造業	○	25	○	26
	20	金属工作機械製造業	○	24	○	25
	21	機械工具製造業	○	21		
	22	金属プレス用金型製造業	○	23	○	24
	23	プラスチック射出成形用金型製造業	○	23	○	24
	24	計測機器製造業	○	24	○	25
	25	光学レンズ製造業	○	25	○	26
	26	集積回路製造業	○	14		
	27	電子回路基板製造業	○	20		
	28	電子回路実装基板製造業	○	21		
	29	民生用電気機械器具製造業	○	R2		
	30	情報通信機械器具(組込関連)製造業	○	19		
	31	通信機械器具・同関連機械器具製造業	○	R2		
	32	自動車部分品・附属品製造業(※2)	○	30	○	R1
	33	食品機械・同装置製造業(※3)	○	27		
	34	包装・荷造機械製造業	○	27		
	35	配電盤・制御盤製造業	○	27		
04情報通信業	01	情報サービス業	○	19		
05運輸業、郵便業	01	一般貸切旅客自動車運送業	○	17		
	02	一般貨物自動車運送業	○	14		

(次ページへ続く)

06卸売、小売業	01	各種商品卸売業	○	16		
	02	衣服卸売業	○	14		
	03	飲食料品卸売業	○	16		
	04	酒類卸売業	○	14		
	05	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	○	16		
	06	機械器具卸売業	○	16		
	07	その他の卸売業	○	16		
	08	百貨店、総合スーパー	○	14		
	09	その他の各種商品小売業	○	15		
	10	婦人服小売業(チェーン店)	○	14		
	11	婦人服小売業(単独店)	○	14		
	12	料理品小売業	○	15		
	13	自動車小売業	○	14		
	14	電気機械器具小売業	○	14		
	15	ホームセンター	○	14		
07学術研究、専門・技術サービス業	01	社会保険労務士事務所	○	20		
	02	建築設計業	○	12		
	03	測量業	○	26	○	27
	04	地質調査業	○	26	○	27
	05	非破壊検査業	○	25	○	26
	06	エンジニアリング業	○	26	○	27
08宿泊業、飲食サービス業	01	旅館	○	14		
	02	ホテル	○	15		
	03	専門料理店(和食)	○	18		
09生活関連サービス業、娯楽業	01	普通洗濯業	○	15		
	02	旅行業	○	14		
	03	葬儀業	○	17		
	04	ボウリング場	○	16		
	05	フィットネスクラブ	○	14		
10教育、学習支援業	01	専修学校、各種学校	○	18		
11医療、福祉	01	訪問介護事業	○	16		
	02	有料老人ホーム	○	19		
12サービス業(他に分類されないもの)	01	産業廃棄物処分業	○	16		
	02	家具修理業	○	18		
	03	職業紹介業	○	15		
	04	労働者派遣業	○	15		
	05	ビルメンテナンス業	○	25	○	26
	06	警備業	○	14		

汎用(分野別)

13汎用	01	電気保全(メカトロ)分野	○	24		
	02	製造業 経営及び事務部門	○	25		
	03	製造業 営業部門	○	25		
	04	製造業 生産管理部門	○	25		
	05	サービス業 経営及び事務部門	○	25		
	06	サービス業 営業部門	○	25		
	07	サービス業 品質管理部門	○	25		
	08	建設業 経営及び事務部門	○	27		
	09	建設業 営業部門	○	27		
	10	建設業 施工管理部門	○	27		
	11	建設業 作業管理(施工部門)	○	27		

※1: 令和3年度に見直し整備を行った。

※2: 03-32自動車部分品・附属品製造業→①自動車機械部品製造業、②自動車電装品製造業に分類し整備している。

※3: 03-33食品機械・同装置製造業→①自動機・ライン製造業、②流体食品・飲料加工プラント製造業に分類し整備している。

※4: 平成24年度から職業能力の体系の記載基準が変更になった。

3-2 「職業訓練の体系」の整備状況について

訓練体系については、整備が行われた平成 24 年度から平成 27 年度に 20 業種が整備されている。当時の基盤整備センターでは、調査開発室において能力体系を整備し、在職者訓練開発室において能力体系が整備された次の年度に訓練体系を整備していた。また、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて行われた調査研究「自動車分野における職業能力開発体系の整備」において令和元年度に自動車部分品・附属品製造業における訓練体系を整備した。